

## 資料2

大阪府地域・職域連携推進協議会  
NCD対策検討部会資料  
H28.11.30

# 大阪府国民健康保険団体連合会の取り組み

大阪府国民健康保険団体連合会  
企画事業課長 我舞谷 正

# 国保連合会保健事業について

## ●国民健康保険法第104条

→連合会は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う保健事業等に関する調査研究及び実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

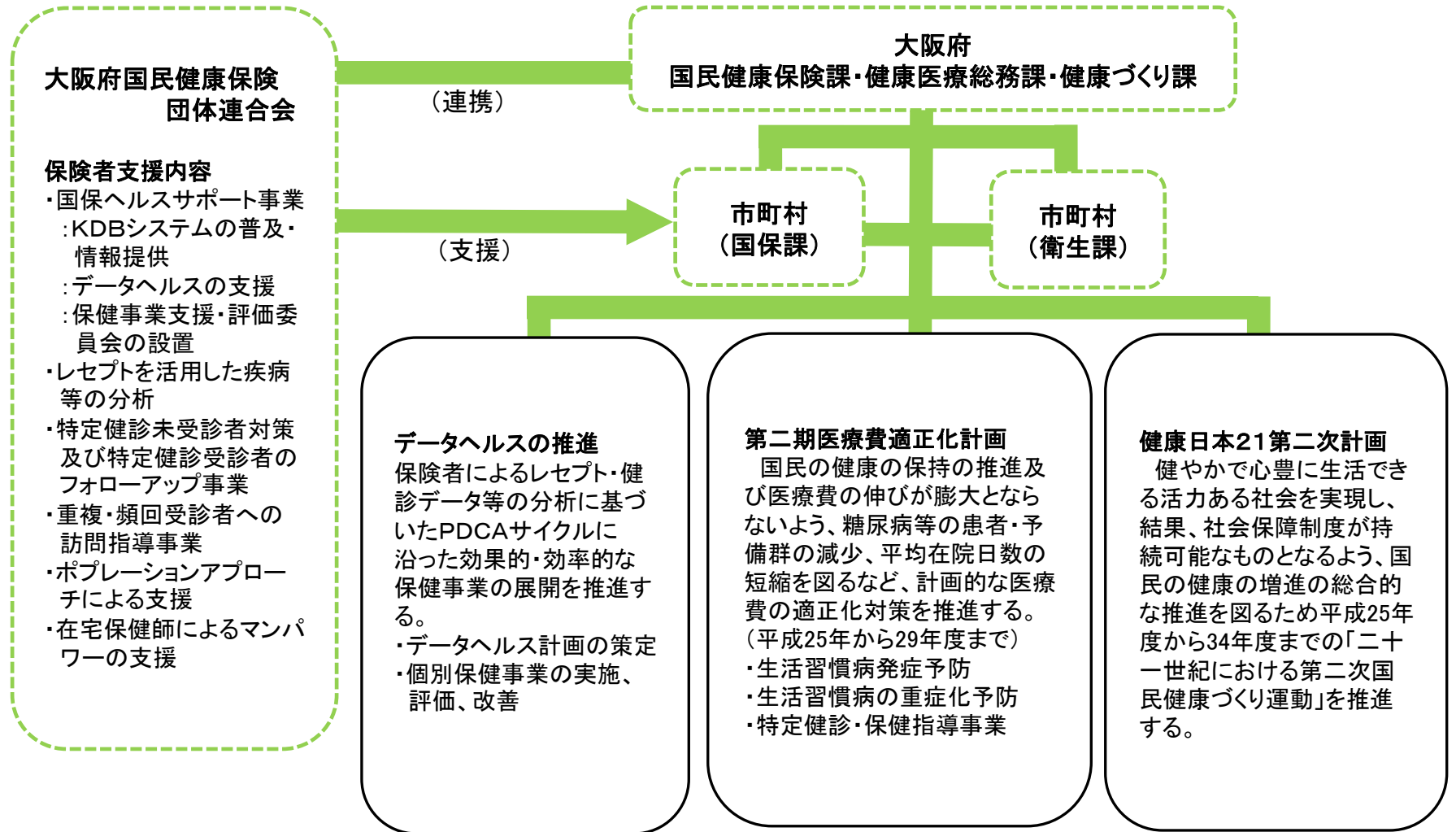
## ●健康増進法第4条、第6条

→健康増進事業実施者は健康教育、健康相談等、健康の増進に必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならないと定められており、連合会も健康増進事業実施者に定められている。

## ●国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

→「国民健康保険団体連合会は、診療報酬明細書等情報等を活用した医療費分析や保健事業に関する調査及び研究、保健事業の実施体制を強化するために、保険者に対し、在宅保健師等の派遣、専門的な技術又は知識を有する保健師等による保健事業従事者に対する研修の実施等、保険者が行う保健事業のPDC Aサイクルに係る取組等を支援する事業を行うこと」と定められている。

# 国保連合会保健事業の流れについて



# 平成28年度実施保健事業

	事業名	実施 保険者数	内容
1	ヘルスアップ推進員の養成研修事業	1保険者	ポピュレーションアプローチとして ①運動、栄養を中心とした健康づくり教室の実施 ②健康づくりサポーター・ステップアップ研修会の開催
2	健康劇事業	1保険者	特定健診等の受診率向上及び生活習慣の改善に重点をおいた健康劇を活用した健康教育の実施
3	特定健診受診勧奨（健康相談）等支援事業	9保険者	各保険者で行う各種イベント等に在宅保健師を派遣し、リーフレットを配布するとともに特定健診の受診勧奨及び健康相談を行う
4	特定健診未受診者対策及び 特定健診受診者のフォローアップ事業	3保険者及び 1国保組合	特定健診の受診勧奨及び重症化予防を行うため、対象者に電話、訪問、健康相談による勧奨業務を行う
5	重複・頻回受診者への訪問指導事業	6保険者	適正な医療受診を促すため、対象者に訪問指導（健康相談）を行う
6	国保・後期ヘルスサポート事業	次ページ	①データヘルス計画策定に係る支援 ②保健事業の評価に係る支援 ③保健事業支援・評価委員会の運営
7	在宅保健師組織活動促進事業		①大阪府在宅保健師の会の組織化 ②本会が行う保健事業及び国保保険者が行う事業を支援
8	特定健診基礎資料の作成		特定健診等の法定報告データを使用し、受診率等のグラフを作成

# 国保・後期ヘルスサポート事業 ①及び②への保険者支援

## 国保ヘルスアップ事業実施保険者への支援

	26年度	27年度	28年度
①保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定	4 保険者	9 保険者	—
②個別保健事業の評価	—	5 保険者	16 保険者

## 国保連合会による保険者への支援

	26年度	27年度	28年度
①保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定	3 保険者	20 保険者	6 保険者
②個別保健事業の評価	—	—	7 保険者

※27年度に大阪府後期高齢者医療広域連合へ個別支援を実施

## その他(事務局運営)

### ●大阪府市町村保健活動連絡協議会

大阪府内市町村の保健活動の推進及び会員相互の連携を図ることを目的として次の事業を実施しています。

- ① 大阪府市町村保健活動連絡協議会の役員会及び研修会等の開催
- ② 第39回近畿地区市町村保健師研修会(平成28年度和歌山県開催)

### ●大阪府保険者協議会

国保・被用者保険双方の医療保険者・団体が連携協力し、各保険者の円滑な事業運営に資することを目的として、保険者協議会の開催や専門部会の開催、特定健診・特定保健指導の集合契約の締結を行っています。

また、平成27年度からは医療法等の改正により、大阪府が策定する医療計画や医療費適正化計画への意見提出等の取り組みを実施することとなりました。